

○高岡市公害防止条例

平成17年11月1日

条例第116号

改正 平成21年3月24日条例第15号

平成30年3月23日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、高岡市環境基本条例(平成21年高岡市条例第15号。以下「環境基本条例」という。)第3条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、法令及び富山県公害防止条例(昭和45年富山県条例第34号)に特別の定めがあるもののほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例において「特定施設」とは、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設、同条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同条第10項に規定する特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設をいう。

3 この条例において「生活環境」とは、人の生活環境、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境をいう。

第3条 削除

(事前協議)

第4条 工場又は事業場(以下「工場等」という。)を新設、増設又は施設の変更をしようとする事業者は、当該工場等が公害の発生のおそれのあるものであるときは、市長及び関係行政機関と、公害の防止について、あらかじめ十分協議するものとする。

第5条 削除

(特定施設の設置の届出)

第6条 特定施設を新たに設置し、又は変更しようとする事業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(公害防止協定)

第7条 市長は、公害の発生するおそれのある工場等を既に設置している事業者又は新設し、若しくは増設しようとする事業者と、公害の未然防止に関する協定を締結するものとする。

(公害防止計画の提出)

第8条 市長は、必要と認めるときは、事業者に対し、規則で定めるところにより、公害防止に関する計画の提出を求めることができる。

(事故届等)

第9条 事業者は、事故により工場等から公害を発生させ、人の健康又は生活環境に障害を及ぼしたときは、直ちに操業を中止し、又は短縮する等の応急措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 事故の発生年月日

(4) 事故の内容及び原因並びに被害防止の応急措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした事業者は、速やかに当該事故の再発防止のための措置に関する計画を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から3日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかにその措置について確認しなければならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、公害を発生させ、又は発生させるおそれのある者に対し、その防止について必要かつ適切な指導又は勧告を行わなければならない。

(報告及び検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害発生施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は当該職員及び必要に応じ市長が委嘱する者に事業者の工場等に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員及び市民の委嘱を受けた者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 市長は、公害に関する苦情について、市民の相談に応じ、必要があるときは、他の地方公共団体及び関係行政機関と協力して、その適切な処理に努めなければならない。

(和解のあっせん)

第13条 市長は、公害に係る紛争が生じ、当事者から要請があった場合は、和解のあっせんをすることができる。

。 2 市長は、前項の紛争の和解のあつせんをする場合において、当該紛争が重要であると認められるときは、環境基本条例第25条に規定する高岡市環境審議会(以下「高岡市環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(援助)

第14条 市長は、規則で定める小規模事業者が行う公害防止のための施設の整備を促進するため、当該施設の設置又は改善について必要な資金のあつせん、助成措置その他の援助に努めるものとする。

(医療措置等)

第15条 市長は、相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じたため、その影響によると考えられる疾病が多発した場合は、指定地域を定め、その疾病にかかった者に対し、次に掲げる救済措置を講じなければならない。

- (1) 医療費
- (2) 療養手当
- (3) 葬祭料

2 前項に規定する疾病及び指定地域は、高岡市環境審議会に諮って定めるものとする。

3 第1項の救済措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第2項の規定による計画の提出を怠った者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、合併前の高岡市公害防止条例(昭和46年高岡市条例第1号)又は福岡町公害防止条例(昭和46年福岡町条例第15号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成21年3月24日条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第18号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。